

## ○ 鈴鹿工業高等専門学校に勤務する教職員の労働時間等に関する規則

平成 16 年 4 月 1 日  
規則 第 37 号

最終改正 平成 27 年 3 月 18 日

### 鈴鹿工業高等専門学校に勤務する教職員の労働時間等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 鈴鹿工業高等専門学校に勤務する教職員の労働時間、休憩時間及び休日については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 9 号。以下「機構規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する細則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 81 号）の定めによるもののほか、この規則の定めるところによる。

(労働時間等)

第 2 条 機構規則第 3 条第 3 項及び第 5 条に基づき、本校教職員の労働時間及び休憩時間は、別表第 1 及び第 2 に定めるところによる。

(変形労働時間制の適用)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、機構規則第 14 条に規定する 1 年単位の変形労働時間制を適用する教職員については、別に定める年間カレンダー表によるものとする。

(教員の労働時間の割振り等)

第 4 条 前 2 条の適用を受ける教員のうち、業務の必要がある場合に、同条の規定によることが困難な者については、機構規則の定める範囲内において、校長が個別に労働時間の割振り及び休憩時間を変更することができるものとする。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

労働時間	休憩時間
8：30～17：00	12：00～12：45

別表第2（第2条関係）

窓口業務に従事する職員

労働時間	休憩時間
8：30～17：00	12：45～13：30

備考 窓口業務に従事する職員とは、別表第1の休憩時間において、学生及び外来者等に対応するため、事務系職員のうちから、あらかじめ窓口業務の当番を命じられた職員をいう。